

2008年（平成20年）7月17日

株式会社ジャルツアーズ

代表取締役社長 須藤 元 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

（本件に関する連絡先）

間瀬・鈴木法律事務所 弁護士鈴木尉久

TEL:078-351-1669 FAX:078-351-1667

再 度 の 申 入 書

- 1 当NPO法人からの2008年5月28日付け申入書に対して、貴社におかれて真摯に対応し、企画旅行契約解除の場合におけるJAL利用クーポンの返還問題について、誠実に回答書を返信していただいたことに敬意を表します。
- 2 さて、貴社回答書第1項末尾において、貴社は、本件クーポン失効約款（貴社の表現によれば「本件利用条件」）は「旅行契約の内容とは別ものである」ことを率直に認められています。この点は、本件クーポン

失効約款は、消費者契約法第10条及び第9条第1号に反して無効であるから、契約内容から排除され、旅行契約の内容とはなっていない旨の当NPO法人の考え方と結論的に共通するものであり、本件における最重要論点につき見解の一致を見たことは、貴社の高い見識を示すものとして評価に値します。

貴社の回答書にもあるとおり、本件クーポン失効約款は、旅行契約の内容とは別のものであって、旅行契約の内容とはなっていません。この争いのない認識を前提に、今後の議論を進めたいと考えます。

- 3 消費者が貴社との間で貴社旅行業約款（標準旅行業約款）に基づく募集型企画旅行契約を締結した後、約款第16条第1項所定の解除権を行使した場合、貴社は、消費者に対し、約款第16条第1項所定の取消料を請求することができます。しかし、他方、貴社は、解除による原状回復として、当該旅行契約に基づき消費者から引き渡された旅行代金を全額返還する義務を負うものであり、この原状回復義務は旅行代金がJAL利用クーポンによって支払われている場合には当該JAL利用クーポンを返還することによって履行されることとなります。以上が、貴社が消費者との間で締結した旅行契約に定められている内容です。
- 4 ところが、貴社は、貴社回答書第2項において、JALの利用条件により、JAL利用クーポンの返還をすることができないとの回答をしています。

しかし、貴社は、回答書において、①本件クーポン失効約款は、契約当事者ではない第三者（株式会社日本航空インターナショナル）が作成使用しているものであること、②本件クーポン失効約款は、旅行契約の内容とは別のものであること、を自ら認めています。

消費者は、貴社に対し、企画旅行契約の解除を理由として、企画旅行契約に基づく代金として交付されたJAL利用クーポンの返還を求めているものであり、あくまで貴社との旅行契約に基づく請求をしている

にもかかわらず、貴社は、契約外の第三者が作成使用しているにすぎないものであり、旅行契約の内容とはなっていない「利用条件」を理由として、その請求を拒んでいることとなります。貴社の見解は、他人間の法律関係を抗弁として利用するというものにほかならず、契約の相対性という私法の大原則を大きく踏み越えた、無理な主張と言わざるを得ません。消費者は、貴社に対して、貴社と締結した旅行契約に基づき、解除による原状回復義務の履行を求めているものであって、貴社が旅行契約外の事情を持ち出して、その履行を拒むことができるはずもありません。

- 5 以上のとおり、貴社は、本件クーポン失効約款が旅行契約の内容ではないことを自認されている以上、旅行契約の解除を理由とする消費者からのJAL利用クーポンの返還請求を拒むことはできないものです。

そこで、あらためて、次のとおり申し入れます。

貴社との間で募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、その旅行代金の支払を「JAL利用クーポン」により行った後、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項所定の解除権を行使したときは、「JAL利用クーポン」につき「決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。」との利用条件を理由として「JAL利用クーポン」を全部没収する取扱いを止め、上記第16条第1項所定の取消料を超過する額面の「JAL利用クーポン」を、解除権を行使した旅行者に返還するよう求めます。

貴社のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答願います。なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等についても、すべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上